

2 日本のビジネス環境と外資系企業

(1) 日本のビジネス環境評価

■日本のビジネス環境はG20内で8位

対内直接投資を促進するうえで、政府によるビジネス環境整備は非常に重要な要素である。政府は2020年7月に発表した「成長戦略フォローアップ」で、2030年までに世界銀行のDoing Business（ビジネス環境ランキング）において、日本がG20で1位になることを日本のビジネス環境整備の政策目標とした。

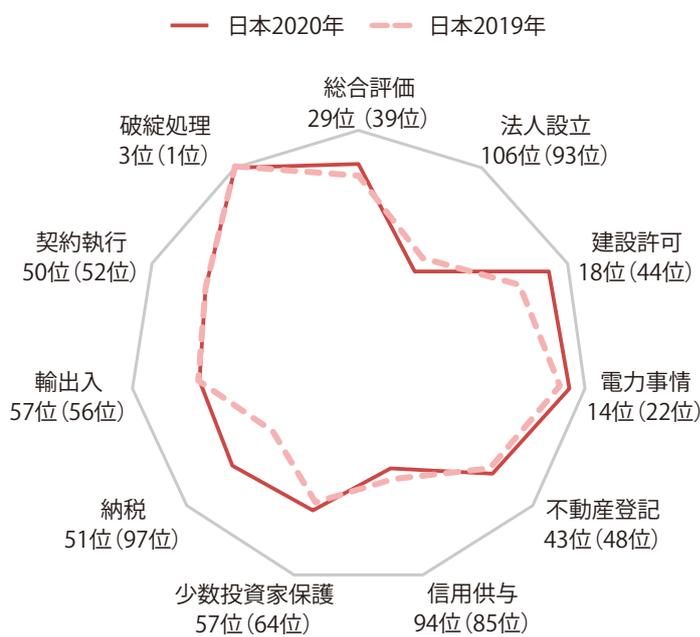
Doing Businessは世界190カ国・地域を対象として、事業活動の規制や制度に関する10分野をそれぞれ100点満点で評価する指標で、毎年、世界銀行が順位を発表している（図表2-1）。

各分野の評価は国内の中小企業が、国内最大の経済規模を持つ都市（日本の場合は東京・大阪）で、事業活動を行う場合を想定して行われる。それぞれの評価の対象となる項目は各10分野で、必要となる手続きの数、日数、費用や、権利保護の度合い、透明性などが基準となる。

2019年10月に発表された「Doing Business 2020」をみると、日本は全体で29位と前年の39位から順位が上がった（図表2-2）。分野ごとにみると、建設許可（2019年44位→2020年18位）、納税（2019年97位→2020年51位）などで順位が上がった。納税の順位が上がったのは、実効法人税

率の引き下げによるものである。建設許可の順位が上がったのは、一部要件の緩和による。他方、法人設立は106位（2019年93位）、信用供与は94位（同85位）と、特に事業を始めるにあたって重要となる分野の順位が比較的低い。

図表2-2 Doing Businessにおける日本の10分野の順位



〔注〕順位は2020年（2019年）の順で表示
〔出所〕「Doing Business 2020」（世界銀行）から作成

図表2-1 Doing Businessの10分野と指標の主な項目

| 規制・制度の分野 | 指標の主な項目 | | | |
|----------|---------|----------|----------|----------|
| 法人設立 | 手続きの数 | 時間 | 費用 | 最低資本金 |
| 建設許可 | 手続きの数 | 時間 | 費用 | 安全基準 |
| 電力事情 | 手続きの数 | 時間 | 費用 | 料金の透明性 |
| 不動産登記 | 手続きの数 | 時間 | 費用 | 登記行政の質 |
| 信用供与 | 法権利の強さ | 信用情報アクセス | 公的信用情報機関 | 民間信用情報機関 |
| 少数投資家保護 | 開示度 | 取締役の責任 | 株主訴訟の容易さ | 企業透明性 |
| 納税 | 申告・支払時間 | 負担率 | 納付回数 | 還付手続き |
| 輸出入 | 時間 | 費用 | | |
| 契約執行 | 時間 | 費用 | 司法手続きの質 | |
| 破綻処理 | 回収率 | 時間 | 費用 | 破産処理の質 |

〔注〕当該分野の指標項目は主なものであって、すべての項目を網羅したものではない
〔出所〕「Doing Business 2020」（世界銀行）から作成

過去に発表された Doing Business のうち、同じ集計方法で比較可能な直近5年間のG20内での日本の全体の順位をみると、点数にほとんど変動はない(2016年77.5→2020年78.0)(図表2-3)。

新型コロナの影響により、書面・押印・対面を原則とした制度・慣行の見直しの必要性が、これまで以上に再認識された。日本政府はビジネス環境整備の推進のため、2019年5月にデジタル手続法を制定している。また、2020年7月に発表した「成長戦略フォローアップ」で、法人設立手続きのオンラインおよびワンストップ化を促進するほか、書面・押印・対面が求められる行政手続きなどについて、2020年中に必要な見直しを行うとしている。

図表 2-3 Doing Business における G20 諸国の順位

| 順位 | 2020 | | 2016 | |
|----|----------|------|----------|------|
| 1 | 韓国 | 84.0 | 米国 | 83.6 |
| 2 | 米国 | 84.0 | 英国 | 83.3 |
| 3 | 英国 | 83.5 | 韓国 | 83.1 |
| 4 | 豪州 | 81.2 | 豪州 | 80.4 |
| 5 | ドイツ | 79.7 | カナダ | 79.8 |
| 6 | カナダ | 79.6 | ドイツ | 79.5 |
| 7 | ロシア | 78.2 | 日本 | 77.5 |
| 8 | 日本 | 78.0 | フランス | 76.1 |
| 9 | 中国 | 77.9 | ロシア | 74.1 |
| 10 | フランス | 76.8 | イタリア | 71.7 |
| 11 | トルコ | 76.8 | メキシコ | 71.6 |
| 12 | イタリア | 72.9 | トルコ | 69.1 |
| 13 | メキシコ | 72.4 | 南アフリカ共和国 | 66.2 |
| 14 | サウジアラビア | 71.6 | 中国 | 63.1 |
| 15 | インド | 71.0 | インドネシア | 62.1 |
| 16 | インドネシア | 69.6 | サウジアラビア | 59.2 |
| 17 | 南アフリカ共和国 | 67.0 | アルゼンチン | 56.7 |
| 18 | ブラジル | 59.1 | ブラジル | 55.6 |
| 19 | アルゼンチン | 59.0 | インド | 54.5 |

[注] EU を除く。

[出所] 「Doing Business 2020」(世界銀行) から作成

■東京は起業のしやすい都市 15 位

政府は 2020 年 7 月に発表した「成長戦略実行計画」などで、イノベーションの担い手となるスタートアップへの投資促進

図表 2-4 GSER の 6 つ評価項目と概要

| 6つの評価指標 | 評価指標の主な項目 |
|---------|----------------------|
| 実績 | 事業環境の収益性や新規上場企業数 |
| 資金調達 | スタートアップへの投資や VC 活動状況 |
| 域内連携 | 交流・連携のためのイベントなど |
| 市場リーチ | 海外展開や成長を促す市場へのアクセス |
| 研究開発 | 研究の引用数や特許数 |
| 人材 | 人材と起業経験 |

[出所] 「GSER2020」(スタートアップ・ゲノム) から作成

や、スタートアップと大企業や大学・研究機関との連携によるオープン・イノベーションの推進を目標に掲げている。

米国の調査会社スタートアップ・ゲノムは、2020年5月に世界の主要都市を対象とした起業しやすい都市ランキング「グローバル・スタートアップ・エコシステム・レポート(GSER)2020」を発表した。GSERは「スタートアップ」を創業10年未満のテクノロジー活用企業、「スタートアップ・エコシステム」を起業のために必要な投資家や行政などの要素を共有する100キロメートル圏域とそれぞれ定義している。GSERは各主要都市を6つの評価指標(それぞれ10点満点)で評価し、独自の算出方法により上位40都市に順位をつける(図表2-4)。

GSERは対象都市を年々拡大しており、2020年版は約300都市を対象に上位40都市の順位を発表した。東京は初めて順位付けされ、15位となった。上位20都市をみると、8都市が米国、2都市が中国であった(図表2-5)。

図表 2-5 GSER における上位 20 都市

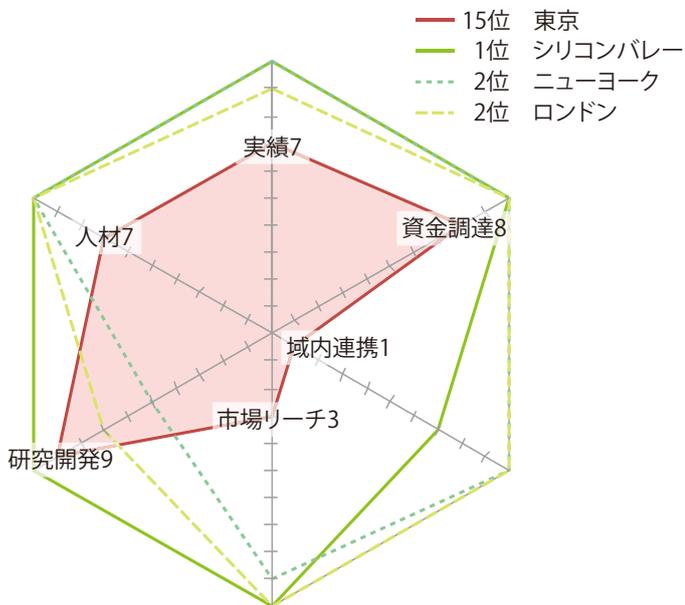
| 順位 | 国名 | 都市名 |
|----|--------|-----------|
| 1 | 米国 | シリコンバレー |
| 2 | 米国 | ニューヨーク |
| 2 | 英国 | ロンドン |
| 4 | 中国 | 北京 |
| 5 | 米国 | ボストン |
| 6 | イスラエル | テルアビブ |
| 6 | 米国 | ロサンゼルス |
| 8 | 中国 | 上海 |
| 9 | 米国 | シアトル |
| 10 | スウェーデン | ストックホルム |
| 11 | 米国 | ワシントンD.C. |
| 12 | オランダ | アムステルダム |
| 13 | フランス | パリ |
| 14 | 米国 | シカゴ |
| 15 | 日本 | 東京 |
| 16 | ドイツ | ベルリン |
| 17 | シンガポール | シンガポール |
| 18 | カナダ | トロント |
| 19 | 米国 | オースティン |
| 20 | 韓国 | ソウル |

[出所] 「GSER2020」(スタートアップ・ゲノム) から作成

東京を評価項目別にみると、「研究開発」の9点が最も高く、次いで「資金調達」8点、「実績」と「人材」でそれぞれ7点となっている。他方、域内の人や技術の連携に関する「域内連携」は1点であった(図表2-6)。上位3都市のシリコンバレー、ニューヨーク、ロンドンをみると、ほぼ全ての項目が10点となっている。

2020年1月に東京都は「スタートアップ・エコシステム東京コンソーシアム」を設立し、内閣府の「世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略」に応募し、「グローバル拠点都市」に選定された(詳細は後述)。東京都は2019年に発表した長期戦略において、GSERの順位を2030年までに5位以内、2040年に1位とすることを目標としており、今後の域内エコシステムの更なる発展を目指す。

図表 2-6 GSERにおける東京と上位3都市の比較



〔注〕各項目の数字は東京のスコアを指す。

〔出所〕「GSER2020」(スタートアップ・ゲノム) から作成

図表 2-7 アジアにおける日本の投資先としての魅力

| 機能 (回答企業数) | 日本 | | 最高順位国・地域 | |
|----------------|----|---------|----------|---------|
| | 順位 | 回答率 (%) | 国 | 回答率 (%) |
| R&D 拠点 (91 社) | 1 | 38 | - | - |
| 地域統括拠点 (94 社) | 3 | 10 | シンガポール | 49 |
| 販売拠点 (85 社) | 3 | 15 | 中国 | 42 |
| 製造拠点 (84 社) | 3 | 8 | 中国 | 55 |
| 物流拠点 (77 社) | 3 | 8 | 中国 | 36 |
| 金融拠点 (76 社) | 4 | 8 | シンガポール | 46 |
| バックオフィス (77 社) | 4 | 4 | インド | 56 |

〔注〕順位は対象のアジア 19 カ国・地域内の順位。

〔出所〕「令和元年度欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」(経済産業省) から作成

■日本の R&D 拠点としての魅力はアジアで首位

経済産業省は 2020 年 3 月に、同省が 2 年に一度実施する「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」の最新版を公表した。欧米アジアの企業にアジア諸国の投資先としての魅力を尋ねる同調査によると、対象となったアジア 19 カ国・地域のうちで日本は R&D 拠点として最も魅力的な国とされた(図表 2-7)。日本が R&D 拠点の投資先として首位となるのは 2013 年度調査から 4 回連続となった。魅力的な R&D 拠点として日本を選択した企業のコメントをみると、「研究開発に対する政府支出は、他の先進国の中で最も高い」や、「研究開発を支える企業や技術・インフラの研究開発拠点多い」など、政府や国内企業の研究開発に対する意欲などが高い評価を受けた。

その他の機能をみると、地域統括拠点や販売拠点としての魅力の順位が前回から上がり、それぞれ 3 位となった。地域統括拠点としての日本は、多国籍企業の本社の立地が多いなどのコメントが寄せられた。同じく今回の調査で順位が上がった日本の販売拠点としての魅力については、「金融・法律・規制の安定性が非常に重要であり、日本市場はよく整備されている」といったコメントがみられ、社会基盤の安定性などが評価された。

(2) ビジネス環境の向上に向けて

①国内都市機能の強化

■スーパーシティ構想が始動

2020年5月に、国家戦略特別区域法の改正法案が成立した(2019年第200回国会および2020年第201回国会で成立した主な法案は、資料「最近成立した主な法案」を参照)。今回の改正は、市民生活全般にまたがって都市全体のスマート化の実現を目指す「スーパーシティ」構想の具現化が大きな目的とされる。

デジタル技術・サービスの進展や導入が進む中で、これらを活用し、より便利で効率的な市民生活を提供するため、世界各地でスマートシティの取り組みが進む。内閣府は、世界各地でみられるスマートシティの取り組みは、都市機能の個別分野にとどまると指摘する。また、日本では必要な技術などが揃う一方で、これらの技術・サービスを実践する場がないことを課題としていた。これらを踏まえ、「スーパーシティ」構想は、移動、支払い、行政など市民生活全般にまたがる分野について、住民の参画を促しながら都市計画を実行することで、2030年に実現すると思われる未来社会の実現の加速を目標とする(図表2-8)。

広範にまたがる分野における新たなサービスなどの導入を後押しするため、今回の改正では、複数の特例措置を一括、かつ迅速に実現するための規定が導入された。所管府省による協力を強化するため、国による援助規定を設け、府省間の協力プロセスを策定した。また、各都市間のデータ基盤システムの連携強化を目的として、各都市で使用するシステムの仕様であるAPI

(Application Programming Interface)の公開を義務化する。これらのAPIは、内閣府が取りまとめ、公開する。

改正法案の成立および公布を受け、同法は2020年9月に施行が開始された。内閣府によると、同法の施行開始後に、スーパーシティの区域指定が行われる。区域の指定は、公募で行われ、新サービスの提供を目指す対象分野のほか、サービス事業者などに基ついで選定される。内閣府の関連資料によると、2020年12月を目処に区域の公募を開始し、翌年春頃までに区域の指定を行う。

内閣府はスーパーシティ構想に関連して、地方自治体と事業者の連携促進のため、2019年8月に「スーパーシティ・オープンラボ」を開設した。同プラットフォームでは、登録事業者の技術・サービスの情報などの紹介のほか、地方自治体とのマッチングが計画されている。同プラットフォームには、2020年10月時点で、都市計画の全体設計を行うコンサルティング企業のほか、不動産、デジタル技術・サービスの提供者など、約200の事業者・団体の登録がある。

■スタートアップ・エコシステム拠点都市を選定

日本政府は国内におけるイノベーション創出を目指す中で、その牽引役としてスタートアップに注目する。国内におけるスタートアップの創出および成長のため、内閣府は「Beyond Limits. Unlock Our Potential ~世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略~」のもと、国内のビジネス環境整備を進めている。

図表2-8 スーパーシティ構想の概要

| 要素 | 概要 |
|-------------------------|---|
| 1) 生活全般にわたる | 以下のような10領域のうち、半分以上を対象とする程度に広範な分野について、新たなサービス提供などが行われること。10領域には、①移動、②物流、③支払い、④行政、⑤医療・介護、⑥教育、⑦エネルギー・水、⑧環境・ゴミ、⑨防犯、⑩防災・安全が含まれる。 |
| 2) 一時的な実証ではなく、社会への実装を行う | スーパーシティの区域指定に係る公募では、域内における官民の関係者のコミットメントの強さのほか、応募に先立って選定される各区域の事業者の能力など、応募区域における企画の実現に重要な要素が選定の評価に取り入れられる。 |
| 3) 住民目線の未来社会の実現を加速する | 地方公共団体は、スーパーシティの区域指定に係る応募の際に、事前に住民の意向の把握に努めることが求められる。また、区域指定後の基本構想の申請の際には、既存の住民が存在する場合に当該住民の投票によって住民合意を得ることなどが求められる。 |

〔出所〕内閣府の関連資料などから作成

同戦略は、包括的にエコシステム強化を行うため、7つの戦略を設けている（図表 2-9）。特に戦略 1 は、域内の産官学でコンソーシアムを形成する都市を「グローバル拠点都市」あるいはそれに準ずる「推進拠点都市」に選定することで、世界の先進的なエコシステムを持つ都市と競うような拠点都市の形成を目指す。内閣府は都市の選定のための公募を行い、2020年7月にグローバル拠点都市、推進拠点都市にそれぞれ4都市を選定した（図表 2-10）。

選定された都市に集中的に支援を行うため、日本政府は「スタートアップ・エコシステム支援パッケージ」を設け、対象都市にお

けるスタートアップの創出、育成、ならびに海外展開のための支援拡充を行う。スタートアップの創出支援では、希望する学生すべてが、起業や新事業創出など新たな価値創造に取り組むための姿勢や発想などを学ぶ「アントレプレナーシップ教育」を拠点都市の関連大学で受けることができるよう環境整備を行うほか、創業期の資金調達支援の強化を行う。育成では、研究開発の初期段階から省庁の連携によりスタートアップへの支援を行うほか、公共調達への参画を促進する。また、スタートアップの海外展開促進のため、地域のスタートアップ支援プログラムの立ち上げや、ジェットロをととした海外進出支援などを行う。

図表 2-9 スタートアップ・エコシステム拠点形成の戦略

| 戦略 | 概要 |
|------|-------------------------------|
| 戦略 1 | 世界と伍するスタートアップ・エコシステム拠点都市の形成 |
| 戦略 2 | 大学を中心としたエコシステム強化 |
| 戦略 3 | 世界と伍するアクセラレーション・プログラムの提供 |
| 戦略 4 | 技術開発型スタートアップの資金調達などの促進 |
| 戦略 5 | 政府、自治体がスタートアップの顧客となってチャレンジを推進 |
| 戦略 6 | エコシステムの「繋がり」形成の強化、気運の醸成 |
| 戦略 7 | 研究開発人材の流動化促進 |

〔出所〕内閣府資料から作成

図表 2-10 スタートアップ・エコシステム拠点の選定都市

| 拠点都市 | 概要 |
|---|---|
| グローバル拠点都市 | |
| スタートアップ・エコシステム 東京コンソーシアム | 主に都内の企業や団体、大学や自治体など 113 組織が会員として参加する（2020年1月時点）。広域連携関連団体として、川崎市、茨城県、つくば市も参画する。域内の研究開発拠点を連結させるほか、有力大学の連携で研究開発の成果の事業化を促進する。 |
| Central Japan Startup Ecosystem Consortium | 中部経済連合会、名古屋大学、愛知県、名古屋市などを中核とする「Aichi-Nagoya Startup Ecosystem Consortium」と、「浜松市スタートアップ戦略推進協議会」の2つの組織が形成するコンソーシアム。モビリティ、ヘルスケアなど重点分野にて連携事業のプロジェクトを推進する。 |
| 大阪・京都・ひょうご神戸 コンソーシアム | 大阪、京都、ひょうご神戸の各コンソーシアムが連携して組織する合同コンソーシアム。各コンソーシアムの取り組みに加え、3組織が連携して大阪万博に向けて地域のエコシステム強化を目指す。 |
| 福岡スタートアップ・ コンソーシアム | 福岡市を中心として、地域の業界団体やスタートアップを後押しする企業を含む事業者、大学など、61組織が構成するコンソーシアム（2020年7月時点）。起業やスタートアップ支援の更なる強化と、実証実験・公共調達などを通じたイノベーション創出を実施する。 |
| 推進拠点都市 | |
| 札幌・北海道スタートアップ・ エコシステム推進協議会 | 会長の札幌市を含む 31 組織からなるコンソーシアム（2020年2月時点）。一次産業や、バイオ・ヘルスケア、宇宙産業などを対象とする。 |
| 仙台スタートアップ・ エコシステム推進協議会 | 仙台市長を会長としたコンソーシアムで、今後は仙台市でのピッチイベントやスタートアップ支援プログラムの実施などを計画する。 |
| 広島地域イノベーション 戦略推進会議 | 広島地域の企業、大学、金融、行政の有力者などからなる推進会議で、同地域では多様な人材が集まる拠点の整備なども行われている。 |
| 北九州市 SDGs スタートアップ エコシステムコンソーシアム | 北九州市市長を会長としたコンソーシアムで、同市の強みである環境・ロボット分野に加え、デジタル・トランスフォーメーション関連のスタートアップ支援や、小型無人機、IoTの実証実験フィールドの提供などを行う。 |

〔出所〕内閣府および各コンソーシアムなどの発表資料から作成

②国内のイノベーション促進のための取り組み

■イノベーション促進のための税制を導入

財務省は、2020年の通常国会に所得税法などの一部を改正する法律案を提出した。同年3月末に成立し、その後公布および施行が開始された同法により、オープンイノベーション促進に係る税制が創設された。

オープンイノベーション促進税制は、国内企業によるスタートアップとのオープンイノベーションを促進する目的で、今回の改正により新設された。同税制は、日本に所在する法人や団体、あるいはそれらが主体となるCVCが、オープンイノベーションを行うことを目的として、スタートアップに対して一定以上の出資を行う場合に、その出資額の25%の所得控除を認める(図表2-11)。本税制は、投資先企業が、本制度の定めるスタートアップの要件を満たす法人であれば、国内ならびに海外の外国スタートアップへの投資も対象となる。本税制の活用により、日本企業と外資系を含むスタートアップのオープンイノベーションの深化、ならびにスタートアップへの投資の促進が期待される。

日本政府は大企業とスタートアップの連携の重要性を認識する中、両者の事業連携には課題も伴う。公正取引委員会がスタートアップ(創業10年以内の非上場企業)を対象に他社との連携における実態を調査したところ、事例連携に重要な秘密保持契約、技術検証契約、共同研究契約、ライセンス契約などで、大企業に有利な契約の事例が明らかとなった。これを受け政府は、事業連携の際に発生し得る問題の適切な対応を促すため、標準的なモデル契約書を作成し、公表した。今後、更なる実態調査を行ったうえで、問題事例とその解決方法や、独占禁止法の考え方を整理したガイドラインなどを作成する。

図表 2-11 オープンイノベーション促進税制適用の主な要件

| 要件 | 要件の概要 |
|-----------------|---|
| 1) 対象法人要件 | 税率控除の対象となる出資元の法人は、青色申告書の提出法人である株式会社や相互会社など、あるいはこれらの法人が出資割合の過半数を有し、一定の条件を満たす投資事業有限責任組合や、民法上の組合。 |
| 2) 対象スタートアップの要件 | 対象となる投資における投資先企業は、設立10年未満・未上場の、既に事業を開始している株式会社で、一つの法人グループが株式の過半数を有してはならず、法人以外の者(投資事業有限責任組合、民法上の組合、個人など)が3分の1以上の株式を有している、などの要件を満たす企業。 |
| 3) 出資要件 | <p>主要な出資要件は以下のとおり。</p> <p>①出資額：投資先企業が国内スタートアップの場合、1件あたり1億円以上の出資であること。ただし、出資元の法人が中小企業である場合は、1件あたり1,000万円以上とする。投資先企業が海外スタートアップである場合、一律、1件あたり5億円以上であること。</p> <p>②出資目的：出資元の法人が、高い生産性が見込まれるあるいは新たな事業の開拓を目指した事業活動を行う上で、投資先企業のもつ技術・サービスなどが、出資元法人の実施する事業活動に不足しており、かつ革新的なものであること。さらに、当該連携の際に、出資元法人からスタートアップにも必要な協力をを行い、スタートアップの成長に貢献すること。</p> <p>③その他：出資は、スタートアップの資本金の増加を伴う現金による出資であること。また、出資元法人は、取得した株式を5年以上保有すること。</p> |

(出所) 経済産業省の関連資料から作成

■創造力のある人的資本の形成

政府は人的資本の形成において、未来社会像であるSociety5.0に対応できる人材育成を目指しており、各教育レベルで課題設定・解決力や創造力のある人材育成にかかる目標を掲げている。初等中等教育レベルでは、教育のデジタル化のインフラ拡充のため、GIGA(Global and Innovation Gateway for All)スクール構想のもと2020年度までに、義務教育段階の各児童生徒へのICT機器の提供や、学校内におけるネットワーク環境の整備を進める。また、ICTインフラの活用促進に向け、デジタル教科書やEdTechの開発および利用の啓発、収集される学習データの管理やその活用の在り方の検討、教師の指導力向上のための調査などを行うとする。課題解決能力の育成の観点では、幅広い教科を横断して行われるSTEAM教育¹の促進に向け、産学連携や地域連携の好事例を収集し、全国の学校へ展開する。

大学などの高等教育レベルや産業界においては、デジタル化の進む社会を支える能力を実装した人材育成を目指す。高等教育では、専門分野を問わず、数理・データサイエンス・AIの応用ができるような基礎力の習得を目指し、モデルとなるカリキュラムの作成や、産学連携プログラムの開発などを進める。産業界では、AIなどの情報処理技術の革新を担う高度人材の育成のための新たな仕組みの作成や、需要が高まるサイバーセキュリティ人材の育成、ならびにこれらの人材と企業とのマッチングなどに関する取り組みを進める。また、破壊的イノベーションに挑戦する人材の発掘や支援をとおり、イノベーションへの取り組みを促進させる。

¹ 教育再生実行会議は2019年5月の「技術の進展に応じた教育の革新、新時代に対応した高等学校改革について(第十一次提言)」の中で、STEAM教育を「Science, Technology, Engineering, Art, Mathematicなどの各教科での学習を実社会での課題解決に活かしていくための教科横断的な教育」と定義する。

③デジタル化の深化への政府の対応

■次世代規格5Gの導入促進

日本でも利用が開始された次世代ネットワーク規格である5Gは、超低遅延で大容量のデータ授受を可能とするため、先進的なICTインフラとして注目される。2020年の通常国会における所得税法などの一部を改正する法律案の成立により、5G投資促進税制が導入された。5G投資促進税制は5Gネットワーク拡充を後押しするため、ローカル5Gおよび5G基地局設備の導入に際し、税制優遇措置を設ける。ローカル5Gの設備投資は、ローカル5G用無線局の免許を取得した事業者による、送受信設備や関連する主要設備への投資を対象とする。また、携帯通信事業者による5G基地局の投資のうち、既に認定されている基地局の開設計画を前倒しして行われる投資も対象とする。本税制は、対象となる5G関連の投資について、法人税・所得税にかかる15%の税額控除あるいは30%の特別償却を認める。NTTドコモ、ソフトバンク、KDDIなどの主要携帯通信会社は、5G基地局の開設計画の前倒しを既に発表しており、本税制を追い風として、国内の5Gネットワークの拡充が期待される。

5Gネットワークの全国的な利用のためには、その電波の性質上、従前の4Gネットワークなど以上に基地局が必要となる。他方、新型コロナに端を発する外出自粛などにより、これまで以上に先進的なデジタル技術・サービスへの需要が高まっており、低遅延、大容量のデータ授受を可能とする5G通信に寄せられる期待は大きい。

■信頼のあるネットワーク社会を目指して

デジタル経済の発展のためには、消費者や事業者が安心してデジタル技術やサービスを利用することのできる環境整備が重要である。2020年の第201回通常国会では関連法案として、個人情報保護法の改正案ならびに特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律案が提出され、いずれも成立した。

個人情報保護法は、2015年の同法の改正により3年ごとに改正を行うことが定められており、今回の改正はこの規定に基づいた見直しだった。今回の改正の主なポイントは、1) 個人の権利の在り方、2) 事業者の守るべき責務の在り方、3) データ利活用に関する施策の在り方、4) 罰則の在り方、5) 域外適用・越境移転の在り方、などであった(図表2-12)。個人の権利の在り方は個人データ元である本人の権利について規定する。例えば、事業者の保有する個人データの開示方法について、従前の書面の交付に加えて電子媒体での提供を含めてデータ主体である個人が指示できるとされた。また、個人データの第三者提供記録についても開示請求ができるなどの見直しが行われた。

データ利活用によるイノベーション促進のため、新たに「仮名加工情報」という加工データの規定が設けられた。これまで、個人情報を加工した情報として「匿名加工情報」に関する規定は存在していたが、その加工方法や基準の厳しさから、利用が制限されるという声が聞かれていた。今回の改正は、事業者による収集データの内部分析を想定し、仮名加工情報の規定を創設した。従前の制度と比較して、より柔軟な利用が可能な仮名加工情報の導入により、更なるデータの利活用が期待される。

図表 2-12 個人情報保護法改正の主なポイント

| 改正のポイント | 概要 |
|---------------------|---|
| 1) 個人の権利の在り方 | 事業者が保有する個人データの開示について、電磁的な記録の提供を含め、保有データ当人である本人が指示できるようにする。また、個人データの第三者提供記録を、本人が開示要求できるようにする。さらに、これまで6カ月以内に消去するデータは個人データの対象外とされていたが、この除外規定が削除された。この変更により、データ保有の期間によらず、要件を満たすデータは個人データに含まれることとなる。 |
| 2) 事業者の守るべき責務の在り方 | 事業者は、必ずしも個人情報保護法の規定に違反とはならないものの、本法の目的である個人の権利の保護に反するような不適正な方法により個人情報を利用してはならないとされた。また、情報漏えいなどが発生し、個人の権利や利益を害する可能性がある場合、個人情報保護委員会への報告および当該データの本人へ通知をしなければならない。 |
| 3) データ利活用に関する施策の在り方 | データの第三者提供を受ける事業者が、当該データを他の情報と結びつけることなどにより個人情報として利用することが想定される場合、本人の同意確認などを義務付ける。また、主に事業所内でのデータ利活用の促進のため、「仮名加工情報」の規定を新設した。 |
| 4) 罰則の在り方 | 個人情報保護委員会による命令に違反した場合や虚偽の報告をした場合などの罰金が引き上げられた。また、これまでは法人に対する罰金額は個人と同額とされていたが、法人に対する罰金の最高額が引き上げられた。 |
| 5) 域外適用・越境移転の在り方 | 本法の域外適用に関連して、今回の改正は対象となる個人データを取り扱う外国事業者を、罰則によって担保された報告、立ち入り検査、命令などの対象とした。また、外国の第三者への個人データの提供にあたり、移転先事業者における個人情報の取り扱いに関する本人への情報提供の充実などが求められることとなった。 |

(出所) 個人情報保護委員会の関連資料から作成

経済産業省は、デジタル経済における公正な取引環境の整備に関連して、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律案を提出した。オンラインで展開するデジタルプラットフォーム（DPF）の台頭は、消費者ならびに事業者の取引機会の拡大、ひいてはデジタル経済全体の拡大に重要な役割を果たす。他方、DPFはその性質上、独占的な力を持つ可能性、あるいはその力の濫用の可能性があるという懸念も存在する。今回の特定デジタルプラットフォームの透明性及び公平性の向上に関する法律は、より透明性の高い国内市場の維持を目的として立法され、成立に至った。

同法は、一定の規模を上回る DPF に対し、プラットフォーム利用によって収集されるデータの利活用の方法や契約条件の開示、これらの変更時の事前通知などを義務付ける。また、今後定められる指針に沿って、DPF と出店する事業者の間の相互理解の促進を図る措置のほか、苦情の処理ならびに紛争解決のために必要とされる体制や手続きの整備が求められる。DPF は、本法などで義務付けられる情報開示および講ずべき措置について、その対応と自己評価を行い、毎年度、経済産業大臣に提出することが義務付けられた。

同法の運用にかかる規定として、同法内に罰則規定が設けられたほか、独占禁止法に抵触する違反が見つかった場合には、経済産業大臣が公正取引委員会に対し、適切な措置を講ずよう求めることができることとされた。また、同法は事業者の所在地の国内外を問わず適用される。見直しに関する規定も定められており、施行後 3 年を目途に見直しを行い、必要な措置を講ずると規定された。

同法は 2020 年 6 月に公布され、今後、関連省令などの規定の後、公布から 1 年以内に施行が開始される。デジタルプラットフォームは今後の国内のデジタル経済・社会の進展にとって極めて重要であり、国内の更なるデジタル化を目指す日本にとって、その重要性は今後も増すことが予想される。同法は国内市場の透明性及び公正性の維持ならびに確保を目指すという点で、DPF

を提供する企業のみならず、国内の事業者に影響をもたらし得る法律であり、策定予定の政省令を含め、今後の動向が注目される。また、デジタル経済全般に関連する環境整備の一環として、政府はデジタル広告に関するルール整備の必要性を論じる。急成長するデジタル広告に関し、関連事業者にサービスの透明性の向上や公平性の確保などを求めるルール整備を進める重要性を政府は認識している。

■各方面でデジタル化の推進を目指す

デジタル技術・サービスは、特定分野によらず広範に活用が可能である。日本政府は、金融、移動、行政などの分野においてデジタル技術・サービスの利活用の推進を目指す（図表 2-13）。

金融分野では、キャッシュレス決済利用の促進が目標として掲げられている。近年、アジア新興国や日本国内で利用が増加している QR コードを利用した決済について、利便性の向上などの観点から、日本発の統一 QR コード（JPQR）の国内での利用促進や海外展開を推進する。また、欧米で比較的使用の多いタッチ式決済についても、異なる規格に対応する端末の普及を目指す。そのほか、金融サービスの高度化に向けた FinTech 事業者と金融機関によるコンソーシアムの立ち上げやハッカソンの開催、地方自治体によるキャッシュレス決済導入の後押し、中央銀行によるデジタル通貨の実証実験をとした検討などが模索される。

ヒトやモノの移動のデジタル化には大きな期待が寄せられる。日本政府は陸海空の移動について、自動運転やドローンを利用した効率化などを目指す。陸移動では、地域を限定した無人自動運転移動サービスを 2020 年中に複数箇所を開始し、2030 年までに全国 100 力所以上で実現することを目指す。また、2025 年を目途に、自家用車の高速道路上でのレベル 4 の自動運転（特定条件下における完全自動運転を指し、無条件の完全自動運転の一段階前）の実現や、同年以降の高速道路におけるレベル 4 の自動運転トラックの実現などを目標に掲げる。

図表 2-13 主なデジタル分野の政府方針

| 分野 | 概要 |
|----|---|
| 金融 | キャッシュレス決済の利用比率の上昇を目指し、日本発の統一 QR コード（JPQR）の利用促進や海外展開を進めるほか、タッチ式決済の端末普及を行う。また、FinTech の活用をとした金融サービスの高度化を推進する。 |
| 移動 | 陸移動における無人自動運転サービスの開始ならびに拡大のほか、高速道路での完全自動運転の実現を目指す。空の移動では有人地帯での目視外飛行を行うドローンの活用を 2022 年度までに目指すほか、海では自動運航船や無人潜水機などの利用促進に向けた議論を進める。 |
| 行政 | 行政におけるクラウドサービスの利用やワンストップサービスの推進などを進める。法人向けのサービスとして、2021 年 2 月を目途に定款認証および設立登記を含めた全手続きのワンストップ化などを開始するほか、税や社会保険の証明手続きなどの電子化に向けたロードマップを 2020 年度中に策定する。 |
| 医療 | マイナンバーカードを健康保険証として利用することのできる「オンライン資格確認」の本格運用を 2021 年 3 月より開始し、マイナポータルなどを通じて個人や家族が一元的に関連情報を把握できるよう利活用の推進を行う。また、ICT やロボット、AI などの技術を活用しつつ、必要な見直しなどを行いながら、安全かつ効果的なオンライン診療を含む遠隔医療の普及を図る。 |

〔出所〕官邸関連資料から作成

空の移動では、地方における過疎化や災害対応など汎用性の高いドローンの有効活用を目指す。2022年度を目途とした有人地帯での目視外飛行の実現を目標に、機体認証制度、ライセンス制度、運行管理ルール構築などを行うほか、活用に向けた実証や調査を行う。また海の移動について、2025年までの自動運航船の実用化のため、搭載すべき自動運航機能に関するガイドラインの策定や関連法令の見直しを目標とする。加えて、小型無人ボート、自律型無人潜水機、遠隔操作型無人潜水機などにかかる産学官の協議会を設置し、利用促進に向けた議論を行う。

経済・社会のデジタル化の推進とともに、環境整備のための適切な規制の導入あるいは見直しの必要性も高まっている。上記の金融や移動に関する分野では、AIなどの活用によって商品・サービスの高度化が進むことを見据え、今後のビジネスモデルに即した規制の在り方を検討する必要性を認めている。

新型コロナにより課題が浮き彫りとなったのが行政のデジタル化だ。行政におけるデジタル化の必要性は以前から認識されており、政府は2019年5月にデジタル手続法を成立させ、同年12月に「デジタル・ガバメント実行計画」を採択するなど、事態の改善に取り組んでいた。また、安倍前首相は2020年4月のIT総合戦略本部にて、改めて浮き彫りとなった課題を受け、「全ての行政手続きについて、デジタル化の前倒しなどを至急検討」するよう指示した。安倍前首相は、同月に行われた経済財政諮問会議でも同様の発言をしており、行政手続きの改善はコロナ禍を受けた重要課題の一つに位置付けられた。

内閣官房の行政改革推進本部は同年5月に各府省に対し、法令などの根拠を持たない押印や書面対応のうち、在宅勤務推進のために緊急の対応措置を講じた事例の収集を呼びかけ、翌月、好事例として公開した。また、見直しや手続きの省略が難しい事例などについて併せて情報提供を求めるなど、事態の改善を図っている。さらに、内閣府の規制改革推進会議では、書面、押印、対面が求められる全ての行政手続きの恒久的な制度的対応を進めるため、2020年内を目途に必要な検討を行い、関連規制などの改正を行うよう発信した。また、地方公共団体における取り組みの推進のため、ガイドラインの作成や必要な法令の見直しなどを併せて求めた。2020年7月に閣議決定された成長戦略フォローアップでは、デジタル・ガバメントや地方公共団体におけるデジタル化とともに、「対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し」が目標として掲げられた。2020年9月には、菅首相が国内のデジタル化を所管するデジタル庁の新設を唱えており、更なる環境整備のための体制の構築を目指す。

改正外為法により事前届出免除制度

日本への直接投資に関連する主要な法律の一つである外国為替及び外国貿易法（以下、外為法¹⁾の一部を改正する法律が、2019年10月に国会に提出され、同年11月に成立した。これに伴い、同法の関連政省令も改正され、2020年5月に施行、同年6月に適用が開始された。

財務省は、今回の改正のポイントとして、1) 国の安全などを損なう恐れのある投資への適切な対応、2) リスクの少ない投資の一層の促進、の二点を挙げる。ポイントの1点目は、事前届出の対象となる投資案件の対象見直しを指す。これまで、外国投資家による上場企業への対内直接投資にかかる事前届出は、指定業種企業の発行済株式総数または総議決権の10%以上の取得を伴う投資案件に課せられていた。今回の改正はこの閾値を1%以上に引き下げることで、事前届出の対象を拡大した。

2点目として、対内直接投資の投資案件審査の円滑化のため、対象が拡大された事前届出の免除制度を導入した。事前届出の免除は、外国投資家の種類、被投資企業の業種、および遵守すべき基準の3点が主要な要素となる（図表1）。

事前届出免除制度の利用にあたっては、外国投資家は「免除不可」、「外国金融機関」、「一般投資家」、の大きく3種に分類される。1つ目の免除不可の外国投資家には、過去に外為法違反で処分を受けた者、ならびに国有企業などが含まれる。これらの外国投資家による事前届出の免除の利用は不可とされた。2つ目の外国金融機関は、日本や外国において許認可などを受けて営業する証券会社や銀行などを指す。これらの機関は既にそれぞれの国・地域の規制の監視下にあることから、一般投資家とは異なる免除基準が与えられた。3つ目の一般投資家には、外国企業などのほか、海外国有企業のうち、財務省が認証を与えるソブリン・ウェルス・ファンド（SWF）などが含まれる。一般投資家の事前届出の免除は、被投資企業の業種により遵守すべき基準や免除の対象が異なる。

図表1 事前届出免除制度の主要3要素

| 外国投資家の種類 | |
|---------------|--|
| 1) 免除不可 | ・過去に外為法違反で処分を受けた者 ・国有企業（認証を受けたSWFなどを除く） |
| 2) 外国金融機関 | ・証券会社、銀行、保険会社など |
| 3) 一般投資家 | ・外国企業や財務省から認証を受けるSWFなど |
| × | |
| 被投資企業業種 | |
| 指定業種以外 | |
| 指定業種：155業種 | |
| ・コア業種以外 | |
| ・コア業種 | |
| × | |
| 外国投資家が遵守すべき基準 | |
| 免除基準 | 上乗せ基準 |

（出所）財務省資料から作成

¹⁾ 本稿では、2019年10月18日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律」、2020年4月24日に閣議決定された「対内直接投資等に関する政令等の一部を改正する政令」および関連改正政省令・告示を併せて「外為法」に含めるものとする。

が導入

COLUMN

もう1つの事前届出免除に関する要素は被投資企業の業種だ。財務省によれば、約1,500業種の日本標準産業分類のうち、インフラや安全保障などに関連する155業種を「指定業種」とし、事前届出の対象としていた。今回の改正は、この指定業種の中に「コア業種」と位置付ける分野を特定することで、被投資企業が指定業種であっても、コア業種か否かで事前届出の免除に異なる基準を設けた。この改正により、外為法による業種分類が細分化され、同一業種内であってもコア業種とそれ以外が混在する形となった。財務省は対象業種の判断の便宜のため、上場企業の事業に基づいて各企業を3つに分類分けし、2020年5月に発表した²。直近では2020年7月に最新版が公表されている。最新の分類をみると、1つ目が指定業種以外の事業のみを営んでいる企業（事前届出対象外）で1,663社、2つ目が指定業種のうちコア業種以外の事業のみを営んでいる企業で1,504社、3つ目が指定業種のうちコア業種を含む事業を営んでいる企業で655社となっている。

更に、外為法は事前届出の免除の要素として、外国投資家が遵守すべき基準を設ける。外国投資家の種類および被投資企業の業種によって、「免除基準」のみ、あるいは「免除基準」と「上乗せ基準」の両者の遵守が求められる（図表2）。

図表2 外国投資家が遵守すべき基準

| 免除基準 |
|---|
| ・当該外国投資家自身、あるいは外為法の定める密接関係者が役員に就任しない |
| ・指定業種に属する事業の譲渡・廃止を株主総会に当該外国投資家自ら提案しない |
| ・指定業種に属する事業に関する非公開の技術情報にアクセスしない |
| 上乗せ基準 |
| ・コア業種に属する事業に関し、取締役会または重要な意思決定権限を行う委員会に当該外国投資家が自ら参加しない |
| ・コア業種に属する事業に関し、取締役会などに対して期限を設けて回答・行動を求めて書面で提案を行わない |

〔出所〕財務省資料から作成

図表3 外国投資家による上場企業への投資における事前届出免除の利用可否

| 外国投資家 | 被投資企業業種 | 免除基準 | 事前届出 | 事後・実行報告 |
|------------|---------|----------------|----------------------|---------------------------------------|
| 1) 免除不可の企業 | - | - | 免除不可 | 実行報告 |
| 2) 外国金融機関 | 指定業種全て | 免除基準のみ | 免除可 (取得株式上限なし) | ・免除事後報告(10%以上株式取得時) ・不要(取得株式10%未満) |
| 3) 一般投資家 | コア業種以外 | 免除基準のみ | 免除可 (取得株式上限なし) | 免除事後報告(免除利用時) |
| | コア業種 | 免除基準+ 上乗せ基準 | 免除可 (取得株式10%未満のみ) | 免除事後報告(免除利用時) |

〔注〕①指定業種の上場企業の1%以上の株式取得を想定。②事前届出の免除を受けない場合は、投資実行後に実行報告の提出が求められる。各種届出・報告の詳細は日本銀行ホームページを参照されたい。

〔出所〕財務省資料から作成

外為法は、上場会社への投資について、上記3つの要素の組み合わせにより事前届出の免除の利用可否を定める。まず、1%未満の株式取得、あるいは指定業種に属する事業を含まない企業の株式取得は、事前届出の対象外である。なお、外国投資家が10%以上の株式を取得した際は、これまでどおりの事後報告が必要となる。

次に、1%以上の株式を取得し、かつ被投資企業が指定業種に属する事業を営む場合について、外国投資家の種類別に整理する（図表3）。過去に外為法の違反歴のある外国投資家や国有企業（財務省の認証を受けたSWFを除く）に対しては、事前届出の免除は認められない。

外国投資家が外国金融機関である場合、当該投資家が、外為法が定める遵守すべき基準のうちの「免除基準」を満たすとき、取得株式の上限なく事前届出の免除が認められる。この免除は、指定業種のうち、被投資企業がコア業種に属する事業を営むか否かを問わず適用される包括的な免除とされる。なお、取得株式が10%以上の場合は投資実行日から起算して45日以内に、事前届出免除利用時の事後報告を行う必要がある。

一般投資家による投資案件の事前届出の免除は、被投資企業の営む事業の業種により基準が異なる。被投資企業が指定業種のうちのコア業種以外の事業に属する事業を営む企業である場合で、外国投資家が「免除基準」を遵守するときは、取得株式の上限なく事前届出が免除される。投資実行後は、免除利用時の事後報告を行う義務が課せられる。

一般投資家が、指定業種のうちコア業種に属する事業を営む企業に投資する場合、事前届出の免除のためには「免除基準」に加え、「上乗せ基準」の遵守が求められる。両者の基準を遵守する場合に限り、10%未満の株式取得については事前届出の免除が認められる。免除を利用して投資を行った場合には免除利用時の事後報告の義務が課せられる。

今回の外為法の改正は、変容する安全保障への脅威に対する柔軟な対応を可能とするために事前届出の対象を拡大した一方で、対日直接投資による経済活性化を促進するために事前届出の免除制度を導入した。今後は、改正の狙いである安全保障と経済活性化の両者が適切に担保されるのか、外為法の運用に注目が集まる。

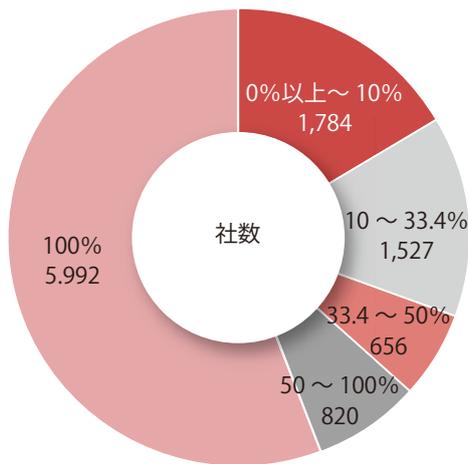
(3) 外資系企業による日本のビジネス環境の見方

①日本に所在する外資系企業

■増加傾向にある在日外資系企業

総務省と経済産業省が2016年に実施した「経済センサス-活動調査」によると、外国資本を含む企業数は10,779社だった。外国資本比率別にみると、100%の企業が5,992社で最も多い(図表2-14)。

図表2-14 国内外資系企業の外国資本比率と企業数

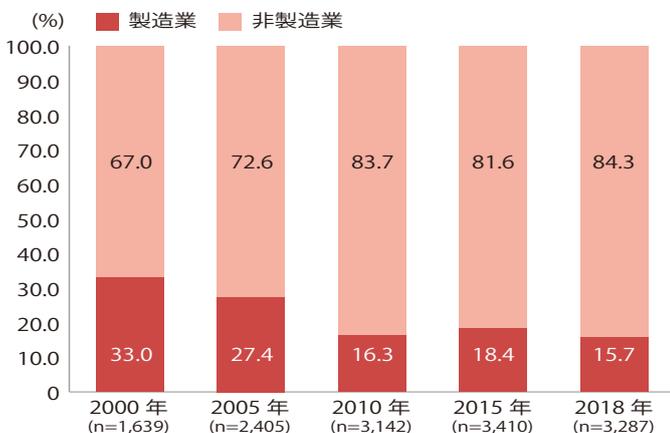


(出所)「経済センサス-活動調査」(総務省、経済産業省)から作成

経済産業省は1967年から、「外資系企業動向調査¹」を毎年実施している。同調査は、外国投資家の出資比率が3分の1以上などの条件を満たす企業を対象とする外資系企業に特化したアンケート調査で、より詳細に外資系企業の実態を知ることができる。以下では、2000年前半から2019年度調査までの同アンケート結果を分析し、日本国内の外資系企業の実態を概観する。

同アンケート調査に回答した外資系企業数を業種別にみると、

図表2-15 国内外資系企業数(業種別)



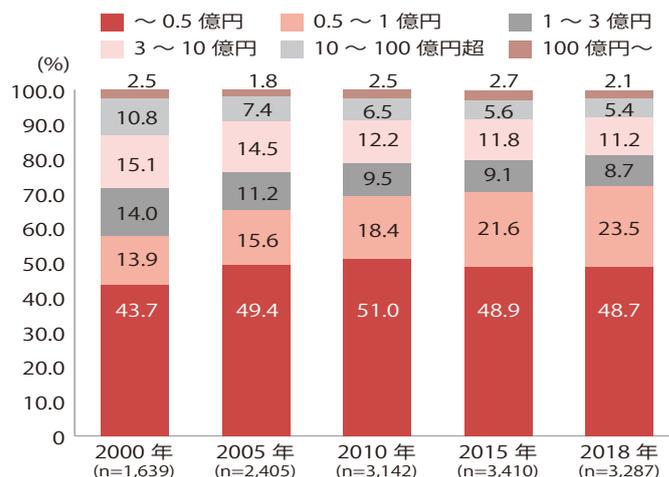
(注)「年」はそれぞれ実績年度を示す。

(出所)「外資系企業動向調査」(経済産業省)から作成

2018年度実績では非製造業が84.3%、製造業が15.7%で、非製造業の割合が極めて高いことが分かる(図表2-15)。2000年時点で全体の3分の2程度だった非製造業の割合が、徐々に増加している。非製造業のうち、最も多いのは卸売業(38.6%)で、次いでサービス業(16.3%)、情報通信業(11.3%)が多く、それぞれ全体の10%を超えた。このうち、詳細業種の比較が可能な2010年代前半と2019年度調査を比較すると、特にサービス業が増加傾向にあることがわかる。製造業では、化学(2.2%)、情報通信機械(2.0%)、生産用機械(1.6%)が上位の業種だが、非製造業の各業種と比較すると、企業数は極めて少ない。

同アンケートの回答外資系企業を資本金別にみると、資本金「5,000万円以下」が48.7%で最も多く、次いで「5,000万~1億円」が23.5%で、資本金が1億円以下の企業が全体の7割以上を占める(図表2-16)。2000年以降の資本金別の企業の割合をみると、「5,000万~1億円」の企業が増加傾向にある一方、「1

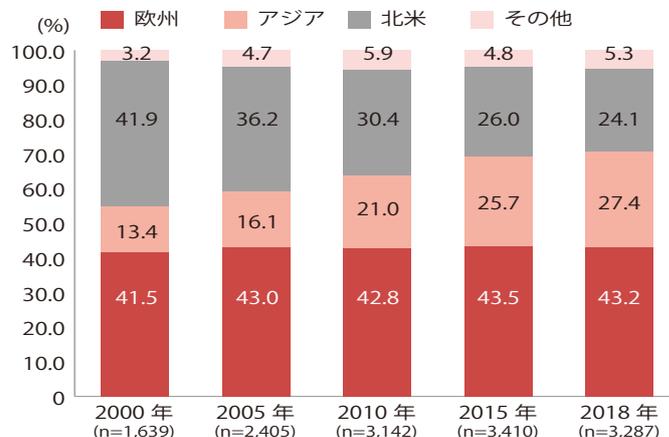
図表2-16 国内外資系企業数(資本金別)



(注)「年」はそれぞれ実績年度を示す。

(出所)「外資系企業動向調査」(経済産業省)から作成

図表2-17 国内外資系企業数(出身地域別)



(注)「年」はそれぞれ実績年度を示す。

(出所)「外資系企業動向調査」(経済産業省)から作成

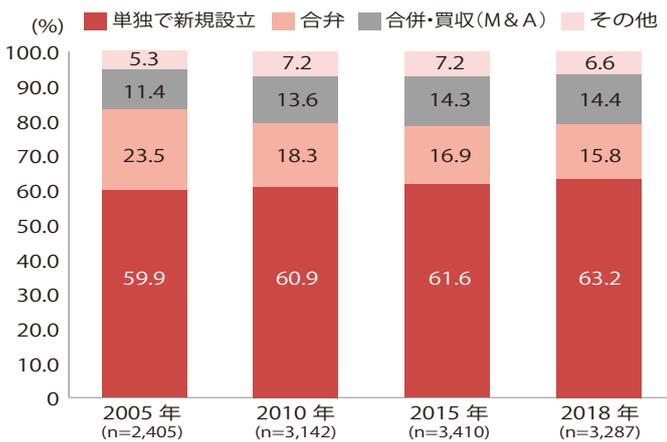
¹ 第53回外資系企業動向は対象企業5,701社、回答企業数3,449社で、回答率は60.5%だった(但し、各設問の母数は各設問の有効回答による)。本アンケートの回答結果は日本の外資系企業の全てを網羅はしないものの、その傾向を把握する資料として使用することとする。

～3億円]、「3～10億円」、「10～100億円」の企業の割合が減少傾向にある。製造業、非製造業ともに、資本金が「5,000万～1億円」の企業の割合は増加する一方、規模の大きな企業の割合は相対的に小さくなっている。業種別で増加傾向にある非製造業は、製造業と比較すると資本金の小さな企業の割合が高い。

国内の外資系企業を親会社所在地の地域別にみると、「欧州」が43.2%、「アジア」が27.4%、「北米」が24.1%、「その他」が5.3%となった（図表2-17）。2000年以降の回答企業の推移をみると、「欧州」は4割程度、「その他」は数%で推移している。変化がみられるのはアジアおよび北米で、「アジア」は10%程度から30%近くまで割合が増加した一方、「北米」は4割以上あった割合が2割程度まで減少している。増加したアジアを国別にみると、中国や韓国、シンガポールに親会社を持つ外資系企業が増加傾向にある。アジア地域の対日直接投資残高が増加傾向にある中で、同地域に親会社を持つ企業の数も同様に増加傾向にあることが分かる。

同アンケートは、外国資本比率が3分の1以上の企業を調査対象としており、各企業の外国資本が同比率を超えた理由についても尋ねる。これは、日本の外資系企業の設立方法を示す調査と読み替えることができる。2018年度実績をみると、回答企業のうち、「単独資本での新規設立」が63.2%、「合併」が15.8%、「合併および買収(M&A)」が14.4%、「その他」が6.6%となった（図表2-18）。2005年以降の回答を比較すると、単独での新規設立は60%前後で推移する一方、合併での設立の比率が減少傾向にあり、M&Aによって設立された企業の比率が多少増加している。

図表 2-18 国内外資系企業の設立方法



〔注〕「年」はそれぞれ実績年度を示す。
〔出所〕「外資系企業動向調査」(経済産業省) から作成

②外資系企業の最新動向

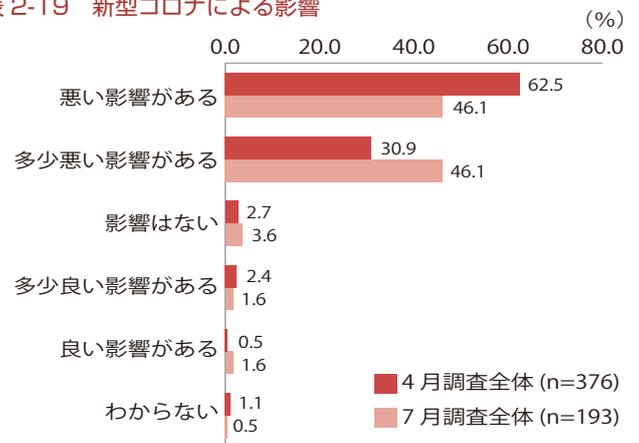
■新型コロナの影響をうけるも約2割の企業は売上増

ジェトロは新型コロナによる外資系企業への影響を把握するため、2020年4月ならびに7月にジェトロの支援企業を主な対象としたアンケート調査を実施した。同アンケート調査によると、新型コロナにより「悪い影響がある」あるいは「多少悪い影

響がある」と回答した企業は、4月調査で93.4%、7月調査で92.2%と、いずれも90%を超えた（図表2-19）。両調査結果を比較すると、4月調査時点では「悪い影響がある」と回答した企業が6割強と多かった一方で、7月調査時点では「悪い影響がある」と「多少悪い影響がある」と回答した企業が同数となった。負の影響を受ける企業は引き続き多い一方で、影響の度合いは7月調査時点で改善がみられた。4月調査時点は国内の都市圏に緊急事態宣言が発出された前後であり、より不確実性が高かったことが影響度合いの違いの要因と考えられる。

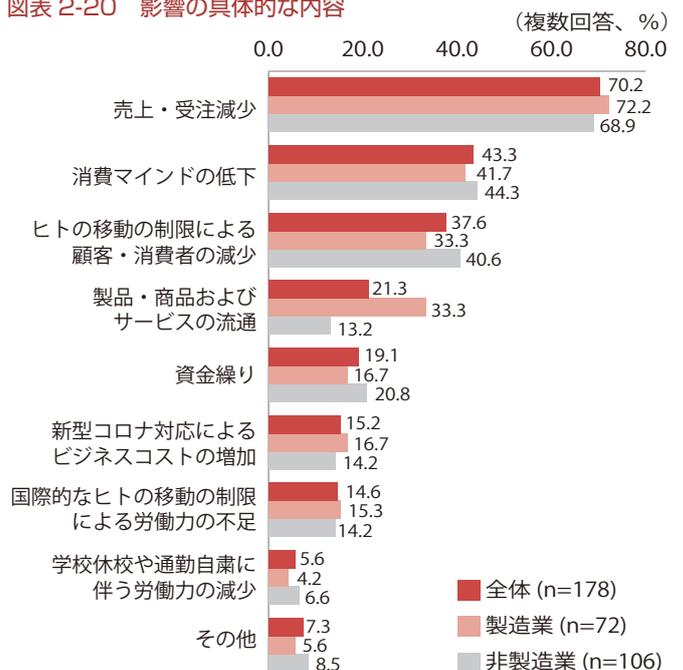
「悪い影響がある」あるいは「多少悪い影響がある」と回答した企業の具体的な影響の内容をみると、約7割の企業が「売上・受注減少」と回答し、次いで「消費マインドの低下」、「ヒトの移動の制限による顧客・消費者の減少」が続いた（図表2-20）。

図表 2-19 新型コロナによる影響



〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) から作成

図表 2-20 影響の具体的な内容



〔注〕nは、新型コロナにより「悪い影響がある」あるいは「多少悪い影響がある」と回答した企業。回答は上位三項目まで可とした。
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」(ジェトロ) から作成

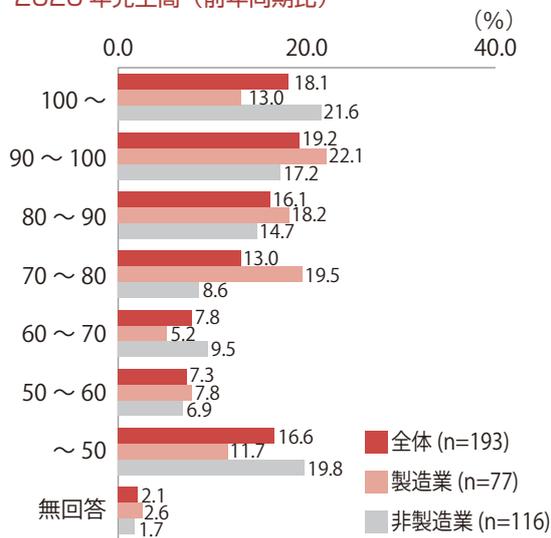
上位3項目はいずれも需要の低下を反映した項目が並んだ。新型コロナの感染拡大防止策として日本国内の経済・社会活動が制限されたことで消費が落ち込み、外資系企業のビジネス展開に影響を与えた（新型コロナによる日本市場における国内事業者や消費者の行動の変容については「第3章新型コロナが日本市場にもたらした変化とビジネス機会」を参照）。「製品・商品およびサービスの流通」をみると、全体の回答は21.3%だったものの、製造業に限ると同選択肢の回答率は3割を超えた。

7月調査時点までの2020年の売上高（前年同期を100とする）について尋ねたところ、全体では18.1%の企業が前年同期を上回ると回答し、79.8%の企業が下回ると回答した（図表2-21）。前年同期を上回る（100～）と回答した企業の詳細業種をみると、製造業では精密機械・情報通信機器、非製造業では

情報通信などが比較的多かった。他方、2020年の売上が前年同期の半分以下（～50）と回答した企業をみると、運輸・観光に従事する企業が多かった。不要・不急の外出や県境をまたぐ移動の自粛などに伴い、移動や観光に関連する業種での売上の減少が顕著であったことが窺える。

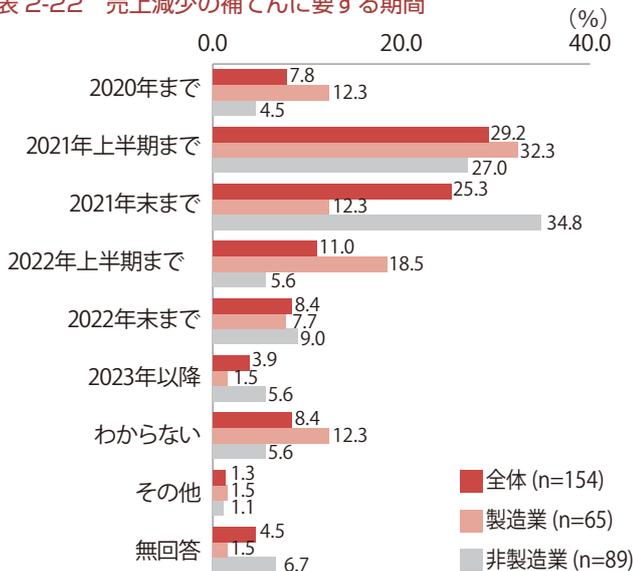
前年同期より売上が減少していると回答した企業に、減少した売上の補てんに要する期間を聞いたところ、「2021年上半期まで」と回答した企業が全体の29.2%と最多で、次いで「2021年末まで」（全体の25.3%）と回答した企業が多かった（図表2-22）。業種別にみると、製造業の回答が最も多かったのは「2021年上半期まで」（製造業の32.3%）だった一方で、非製造業では「2021年末まで」（非製造業の34.8%）が最多で、回答の傾向に違いがみられた。

図表 2-21 2020年売上高（前年同期比）



〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

図表 2-22 売上減少の補てんに要する期間



〔注〕nは、新型コロナにより、2020年の売上が前年同期より落ち込んでいると回答した企業。

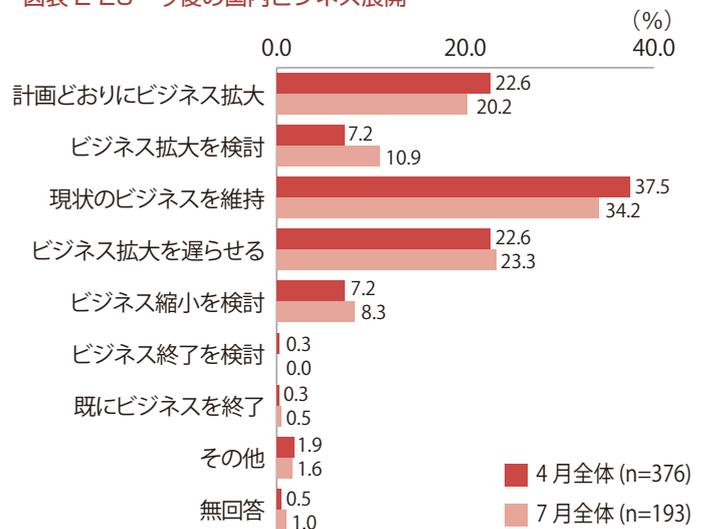
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

■大半の企業が日本でのビジネスを継続

新型コロナを経た今後の国内ビジネス展開や事業拡大の計画について聞いたところ、4月調査ならびに7月調査のいずれも、「現状のビジネスを維持」と回答した企業が最も多かった（図表2-23）。また、両アンケート調査では「計画どおりにビジネスを拡大」、あるいは「ビジネス拡大を遅らせる」と回答した企業が2割を超えた。他方、「ビジネス終了を検討」と回答した企業は1%未満などとなった。新型コロナによる負の影響を受け拡大意欲は2019年までのアンケート調査から減退が見られた一方で、日本市場からの撤退を検討している企業は非常に少ないことが分かる。

新型コロナの影響を受けながら、今後も日本でビジネスを継続すると回答した企業にその理由を聞いたところ、「現在の市場規模」の回答率が全体の67.4%、「関連産業成長性」が同64.7%と極めて高かった（図表2-24）。非常に規模の大きい日本市場は、日本でビジネスを行う外資系企業にとって魅力的であり、新型コロナ以前と同様に引き続き高い関心が寄せられる。

図表 2-23 今後の国内ビジネス展開



〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェトロ）から作成

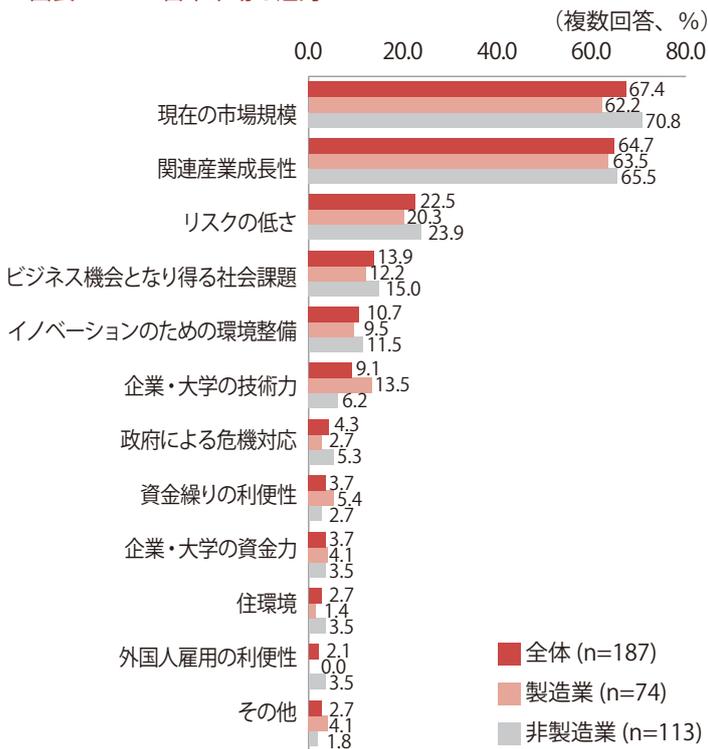
今後のビジネス運営について聞いたところ、「新たな事業領域の模索」と回答した企業が全体の29.5%と最も多かった（図表2-25）。未曾有の感染症による影響を受け、国内事業者や消費者の行動に様々な変容がみられるなど不確実性が高まる中で、新しいビジネスモデルを模索する意向が窺える。

革新的な事業の組成をもたらす手段の一つとして昨今、オープンイノベーション（OI）が注目されている。外資系企業による日本国内でのOIの取り組みをみると、「実施したことがあり、継続・拡大

する」と回答した企業が全体の26.9%、「実施したことはないが、関心がある」と回答した企業は同49.7%で、OIに前向きな企業は76.7%だった（図表2-26）。2020年7月の調査結果を2018年ならびに2019年に実施したアンケート調査結果と比較しても、OIに前向きな企業の回答率は継続して高く、新型コロナの影響の有無によらず、国内におけるOIへの関心が高いことが分かる。OIに前向きな企業に関心のあるパートナーを聞いたところ、「日本の中堅・中小企業」と回答した企業が58.1%、「日本の大企業」と回答した企業が56.8%で半数を超えた（図表2-27）。

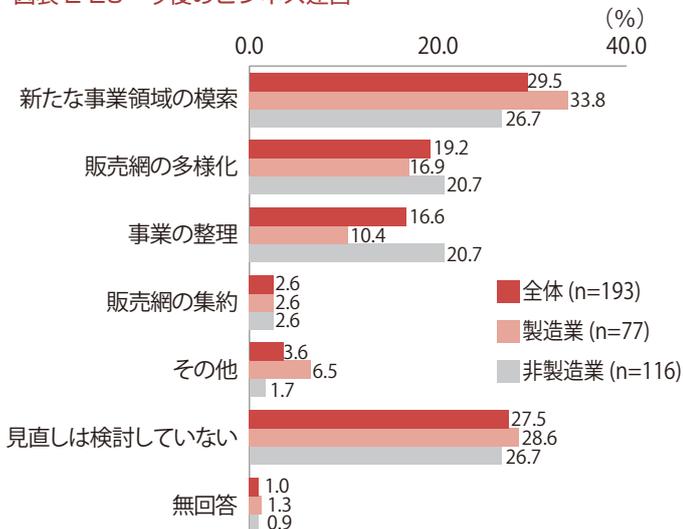
日本国内の外資系企業を対象としたジェットロのアンケートでは、新型コロナの影響を受けながらも、国内ビジネスの拡大に前向きあるいは継続する企業が多いことが分かった。日本市場の規模は引き続き企業にとって魅力であり、今後も海外展開を目指す外国企業のビジネス戦略策定の上で重要な要素となるだろう。日本市場における新型コロナによる変容を適切に把握することは、外国企業による日本進出やビジネス拡大、あるいは投資誘致を促進する上で不可欠となる。

図表 2-24 日本市場の魅力



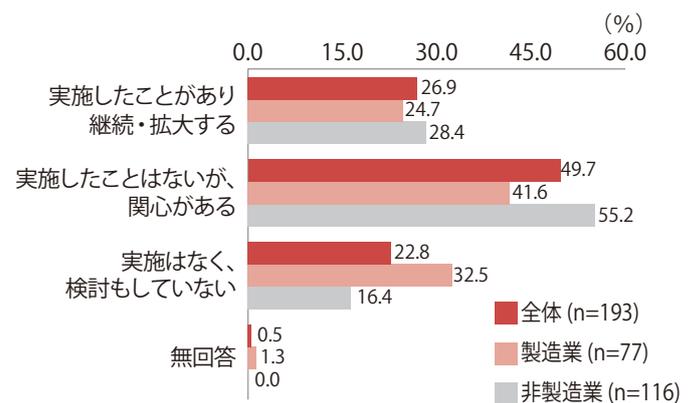
〔注〕nは、日本でビジネスを維持する企業。回答は上位三項目まで回答可とした。
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェットロ）から作成

図表 2-25 今後のビジネス運営



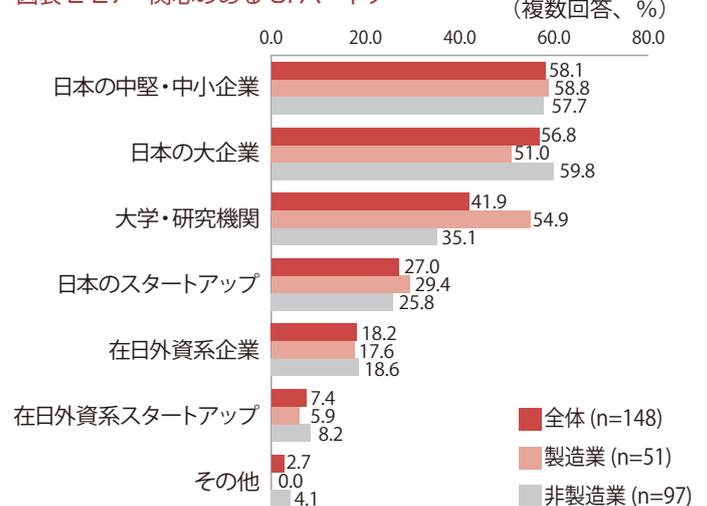
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェットロ）から作成

図表 2-26 OIへの関心



〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェットロ）から作成

図表 2-27 関心のあるOIパートナー



〔注〕nは、OIを実施したことがある、あるいは関心がある企業。回答は上位三項目まで回答可とした。
〔出所〕「外資系企業の事業展開に関するアンケート調査」（ジェットロ）から作成